

橋処理センター整備事業だより

第22号 平成27年 1月20日発行

第22回 橋処理センター整備事業に係る地域住民と行政による検討協議会

【日時】 平成26年10月20日(月) 18:30~20:15

【場所】 橋処理センター 3階 会議室

【議事次第及び議事概要】

1 会長あいさつ

2 議事

(1) 第21回検討協議会議事録の確認

事務局から、第21回検討協議会の「議事録」及び「橋処理センター整備事業だより」について、内容の確認があり、それら2点について了承されました。その中で、雨水調整池等の容量の設定について、発注までの間に法令や川崎市の防災計画などの変更があれば、臨機応変に対応していくことが確認されました。

(2) 議題

ア 橋処理センター整備事業に係る整備計画(案)の概要について

(ア) 施設整備計画の概要について

施設整備計画の概要について、事務局から、項目や内容について検討協議会で協議を行った内容に沿って作成している旨の説明がありました。その中で、施設規模の記述について、3炉構成(200t×3系列)とわかるような記述に変更することが確認されました。

(イ) 施設計画について

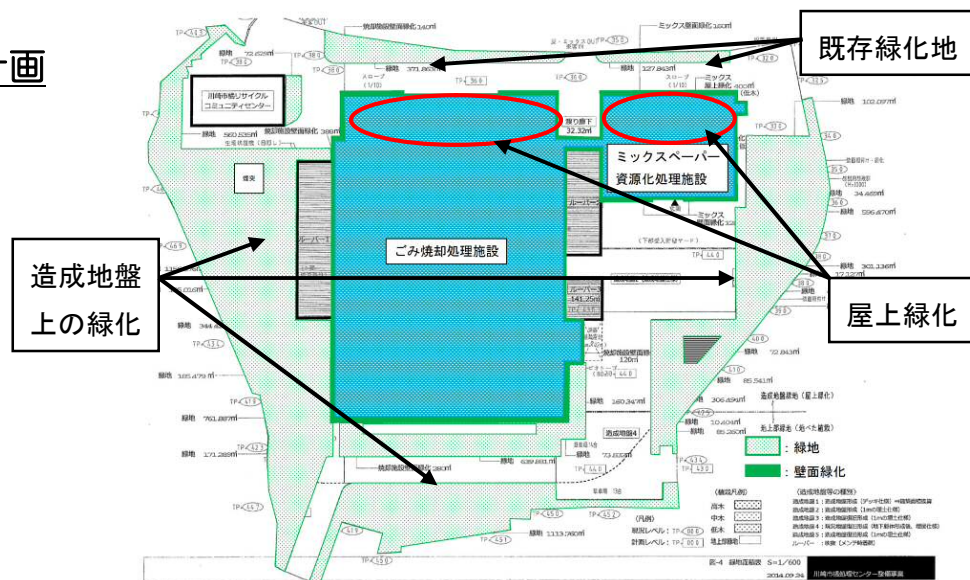
施設計画について、全般的に書き方については一般の人にもわかるような表現で記述していくことが確認されました。

(ウ) 土地利用について

土地利用について、事務局から、川崎市の環境影響評価に関する条例に基づき緑被率を25パーセント以上確保していく必要があり、現況の緑地は10パーセント以下なので建替えにより大幅に緑を増やさなければならず、造成地盤を整備しても緑被率が確保できないため、屋上緑化や壁面緑化を行っていく旨を説明しました。その中で、緑被率25パーセントという数字にこだわるのではなく、実態に合わせて柔軟に質的な対応ができないかという意見がありましたが、現行の条例で定められているため緑被率25パーセント以上の量的な確保はしなければならないが、そういった意見については関係部署に伝えるということが確認されました。

(裏へ)

緑化計画



(工) 総合計画について

総合計画について、「川崎市地震被害想定報告書（平成25年3月）」において想定しているマグニチュード7.3の直下型の地震が発生した場合においても、軽微な補修で運転が可能な強靱な施設を計画していくことが確認されました。また、防火水槽については、消防との協議の結果、敷地の南側に40立方メートルの防火水槽を設置することが確認されました。

イ 条例方法書縦覧以降の橋処理センター整備事業スケジュールについて

事務局から、条例方法書縦覧以降の橋処理センター整備事業スケジュールについて説明を行い、平成27年度に条例準備書を縦覧することが確認されました。

ウ 環境現況調査の実施状況【秋季】について

地下水位については、委員にも御協力をいただいて橋処理センター周辺の既設の防災用井戸において、地下水位の調査を行っていることが確認されました。また、1年間連続で行っている地上気象調査について、台風による測定機器の損傷はなく順調に計測ができており、引き続き平成27年1月末まで測定を実施していくことが確認されました。

エ その他

会長から、今後の検討協議会の在り方（開催頻度など）について考える必要があるのではないかという提案があり、次回の検討協議会でそれらについて事務局から今後の見通し等を提示することが確認されました。また、橋処理センター整備事業だよりについては、A4サイズの両面1枚に収まるようにし、図などを用いてわかりやすく工夫していくことが確認されました。

川崎市のホームページで議事録を公開しています。

環境局施設部施設建設課 橋処理センター整備事業 地域住民と行政による検討協議会

URL：<http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000032413.html>